

「Yamagata 幸せデジタル化」有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 本県におけるデジタル化の推進に関し、民間分野の有識者等から幅広く意見や助言を得るため、「Yamagata 幸せデジタル化」有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、次の事項について検討を行う。

- (1) デジタル化の推進に関すること
- (2) その他、デジタル化の推進に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 会議の委員は、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 会議は、知事が招集する。

2 会議は公開とする。ただし、会議において公開すべきでないと認めたときは、非公開とすることができる。

(運営)

第5条 会議の運営に必要な事務は、山形県みらい企画創造部 ICT政策推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、みらい企画創造部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年9月15日から施行する。